平成２７年（フ）第５０７号
兵庫県尼崎市長洲本通２丁目４番４号　メゾンクレア102号、前住所兵庫県尼崎市西川２丁目29番10号　アネクスⅡ202号
債務者　中西　真也
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２３号
兵庫県西宮市満池谷町９番29―204号
債務者　坪井　耕佑
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４３号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番１―907号
債務者　谷川　一輝
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０６号
奈良県御所市大字櫛羅2017番地の６
債務者　金田　佳寿
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
奈良県磯城郡田原本町大字新町45番地の１　ハイツボナール201号室
債務者　加藤　惠子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
奈良県橿原市葛本町669番地の６
債務者　室橋　照子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
愛媛県松山市中村５丁目13番31号
債務者　野口　　明
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０８号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原1808番地４
債務者　飴矢　正晃
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３０号
愛媛県松山市小坂３丁目４番32号　ホワイト岡田ビル303号
債務者　森田　孝博
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３１号
愛媛県松山市小坂３丁目４番32号　ホワイト岡田ビル303号
債務者　森田久美子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
愛媛県今治市伯方町北浦甲2236番地、住民票上の住所愛媛県今治市伯方町北浦甲800番地
債務者　赤瀬　政明
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３０号
愛媛県今治市延喜乙88番地８
債務者　八木　範子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１７６号
福岡県久留米市大善寺南２丁目３番1400―502号
債務者　森　沙緒理
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２８２号
宮崎市恒久５丁目７番地16
債務者　山下　敦男（旧姓椛山）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３９号
宮崎県日南市大字戸高1043番地　ビュー戸高102号
債務者　小野　大介
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第７４号
岩手県北上市下鬼柳17地割127番地５　北星荘、旧住所岩手県和賀郡西和賀町沢内字太田２地割120番地６
債務者　山村　隆司
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第８１号
宮城県大崎市古川大幡字道上６番地１　トロイメライ203号
債務者　米倉　順子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係